

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1)大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市小松里町 900 番地 1 外
コープ久米田店

(2)大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を行った日

令和 5 年 11 月 17 日

(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 5 年 11 月 17 日付で届出のあった「コープ久米田店」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第 8 条第 4 項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 5 年 11 月 17 日付で届出のあった「コープ久米田店」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

駐車場出入口が右左折入出庫となっているため、基本的に駐車場の出入口に交通整理員を配置するなどの措置を講じ、周辺道路の交通に与える影響及び事故の危険性をなるべく少なくするよう配慮すること。

また、前面道路が片側一車線道路であるため、特に来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないよう配慮すること。

以上